

大阪府で小売業を営むみなさまへ

あなたのちから ちいきのちから

# 商業力を地域力に。

「大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例」が制定されました。  
商店会、商工会や商工会議所のまちづくり活動にご協力をお願いします。

## あなたの街は？

大阪では、商店会、商工会  
や商工会議所が中心になっ  
て、様々な地域貢献活動に  
取り組んでいます。あなたの  
街のまちづくりはどんな  
様子ですか？

## 協力してください

地域のまちづくりには、商業者  
のみなさまの協力がとても重要  
です。快適で魅力あるまちづ  
くりが実現できるよう、商店会、  
商工会や商工会議所と一緒に  
なって、地域の活動に積極的  
に参加してください。

## これからもずっと

地域コミュニティは、これか  
らもずっとあなたのお店の  
ホームグラウンド。街を知っ  
て、人を知って、商業力で素  
敵なまちづくり活動の輪を  
拡げていってください。

### ＜この条例に関するお問い合わせ先＞

大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課 商業振興グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階

電話番号 06(6210)9496 / ファクシミリ 06(6210)9504 / 電子メール [shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp)

## 大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、商業者等の行う経済活動が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商業者等が地域のまちづくり活動に積極的に参加し、協力する機運を高め、もって地域の健全な発展と府民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 商業者等 商業又はサービス業に属する事業を営む者及び小売商業施設を設置する者をいう。
- 二 地域のまちづくり 府民、商業者等、商店会、商工会及び商工会議所が自発的に取り組む、経済活動及び地域安全活動その他の地域貢献活動を通じ、地域の商店街等の活性化を図ること等により、地域コミュニティを確立し、当該地域を快適で魅力あるものとしていくことをいう。
- 三 商店会 商店街振興組合その他商店街の活性化を目的として商業者等が組織する団体をいう。

### (商業者等の協力)

第3条 商業者等は、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくり活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 商業者等は、当該地域のまちづくり活動に中心的な役割を担う商店会、商工会及び商工会議所への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。

3 商業者等は、商店会、商工会及び商工会議所が地域のまちづくり活動を実施するときは、応分の寄与をすることにより、当該活動に協力するよう努めるものとする。

### (府の役割)

第4条 府は、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくり活動が円滑に推進されるよう、市町村と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 条例の目的

この条例は、商業者のみなさまが地域のまちづくり活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることで、地域の健全な発展と府民生活の向上に寄与することを目的としています。

### 府の役割

府は、商業者のみなさまが地域のまちづくり活動に積極的に参加し、協力する機運を高めるとともに、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくり活動が円滑に推進されるよう、市町村と連携し、情報の提供や助言などの支援に努めます。

### 商業者等の協力

商業者のみなさまは、商店会、商工会及び商工会議所が自発的に取り組む地域のまちづくり活動に積極的に参加・協力するとともに、商店会、商工会及び商工会議所への加入や応分の寄与等により、相互に協力するよう努めてください。

● 商店会、商工会及び商工会議所への加入に関するご相談を承っています。

連絡先を調べる(商店会等) <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/shogyoshinko/soudan.html>

(商工会・商工会議所) <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110050/keieishien/scicci/index.html>

## 条例の ポイント